

第十一編 女子職業問題

概 説

本年度の我が女子職業界を通觀するに、一つの極めて興味ある事實に面接する。即ち夫

工及び女鑛夫の如き所謂勞動者の運動及び對策が甚だしく振はず、一般的の注目を惹かなかつたに反して、藝妓妓酌婦の如き職業婦人の運動及び對策が異常なる發展をなして、世間の注目を惹くに至つたことである。之には極めてよい對照があると思ふ。といふのは、最近、殊に本年に於て、鑛山工場勞働者の運動が不振なるに反して、農村勞働者の運動が異常なる發展をなして世の注意を惹くに至つた事實である。此二つの事實は共に經濟界の不況といふ同一の原因から發生したものであると思はれる。

我國に於ける女子職業は、其の業態の別によつて其の發達の狀況を異にし、之を同一水平線上に總括的に取扱ひ得ざるものである。

然しながら近時女子職業は漸く其の社會的意義を増加し、女子職業問題は社會に於ける注目すべき問題の一と成つたのである。かくて尙ほ極めて貧弱ながらも兎に角各地方に女子職業の狀態に關する基礎的調査が行はれ初めたることは以上の事柄を實證するものとなすことが出來よう。

一 女子職業一般狀況

女子職業の各部門に就いて行はれた調査の狀況は、各部門夫々の發達狀態に即して各甚しい差異がある。夫等に就いては各部門の下に説くことゝし、此處には女子職業の一般に關して行はれた調査に就いて觀察しよう。

女子職業一般の全國的調査は之を缺いてゐるが、一二三地方に於て行はれた調査の結果によつて、其の狀況を推知するよすがと

大正十一年に行はれた（中には續行中のものもある）女子職業一般に關する調査の

第一 女子職業一般

中主なるものを擧ぐれば、

栃木縣下職業婦人調查（栃木縣社會課）

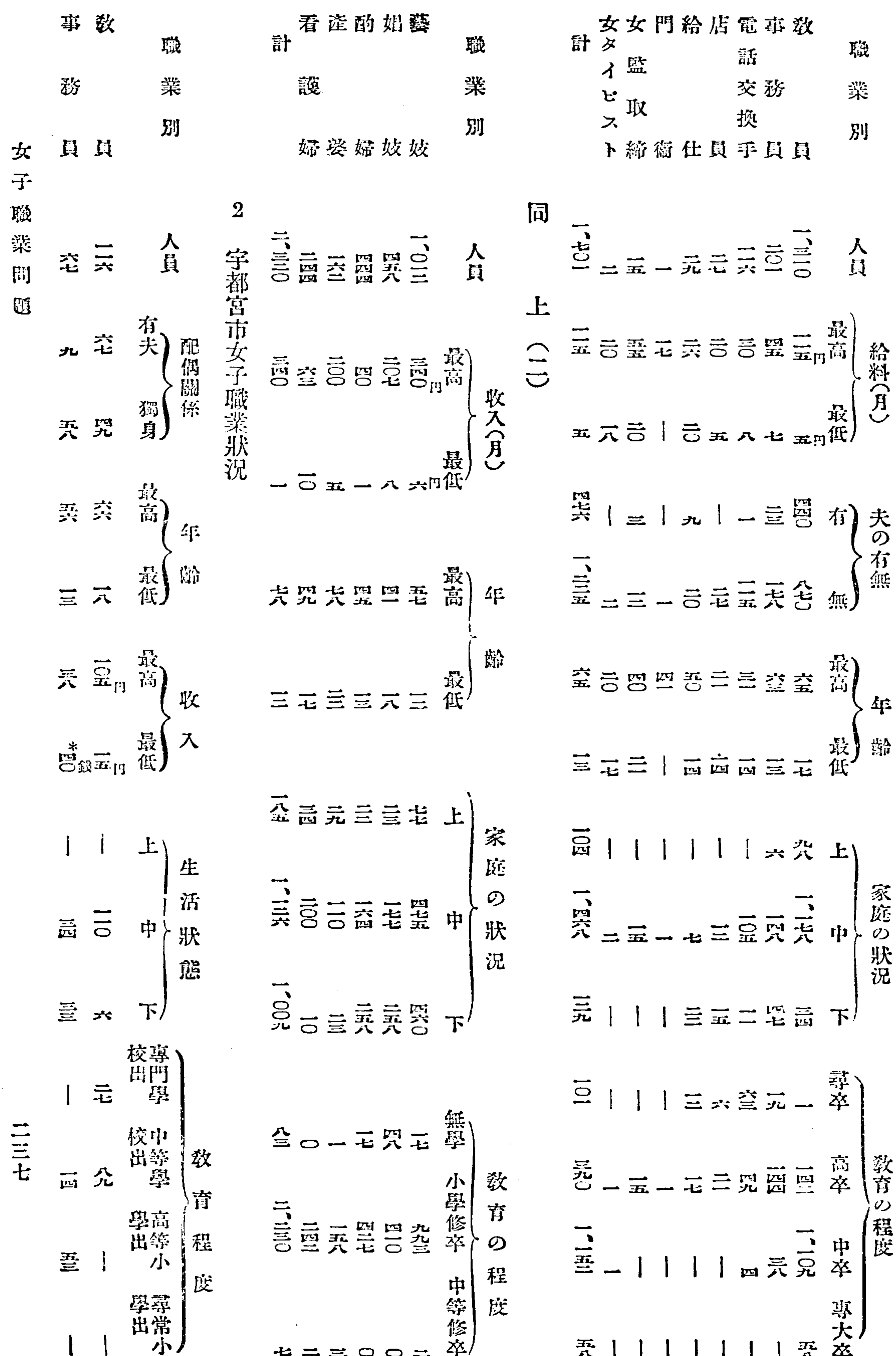
宇都宮市婦人職業者調查（宇都宮市東京市婦人職業調查（東京市社會局）

大阪市職業婦人調查（大阪市社會部）

鈴鹿郡職業婦人調查（三重縣鈴鹿郡）

四日市職業婦人調查（四日市市役所）

門司市職業婦人調查（門司市社會課）



日本勞動年鑑

女 店

給雇下鍼行尼按女仕生裁遊髮理電產看店事官教
造縫藝 話交換 護公務
商 立花 師師
仕女女灸人僧摩工職匠匠結師手婆婦員更員

4 三重縣鈴鹿郡下女子職業

狀況（二）

其他ノ労役婦女 九、一、一四 二三、六九九
計 二六、八三〇 五一、〇二二

女數 員工員員員員員員

遊藝師匠裁縫師匠生花茶師匠

仕立按

護婦

看店事務

電話交換手

理髮

美髮師

按摩僧

行尼

雇女女

給女商僧

三五三

三五五

三五七

三五九

女子職業問題

女子職業全般に對する施設としては別に特記するに至る程のものが何にも無いと云つてよい。

唯だ公園體の施設としては、十一月中門司市社會課が同市在住の女事務員、電話交換手、女タイピスト等の如き有給職業婦人を集めて一の職業婦人團體を組織せしめん爲め、其の準備として同市職業婦人調查を行つたことゝ、私團體としては、大阪基督教女子青年會が、大阪市より貸與され堀川監獄跡の一部に職業婦人の爲めの寄宿舎を建設すべく、五月中旬より其の基金募集に着手したことが、僅かに注意され得ることであらう。しかし其の兩者とも、未だ其の實現を見ない所なのである。

尙ほ新潟縣に於ける出稼ぎ婦人の狀態を参考の爲め掲ぐれば（新潟縣廳調査に據る）、

一 女工 狀 態

先づ全國に於ける女工の數を知る要があ

る。工業に關係せる女工の中、工場に在勤しゐる女工の數を見るに（但し工場法適用工場のみ）、

職業別	人員	配偶關係	平均年齡	平均月收額
女工員	八七	有夫	二七	二六・七
女工員	八七	未婚	二七	二六・七

6 新潟縣出稼婦人狀況

職業別	人員	配偶關係	平均年齡	平均月收額
大正十年中出稼婦人數	大正十年末現在出稼婦人數			
二三〇	一〇、一八〇			
二四九	一、一四一			
八八	二八〇			

第二 女工問題

職業婦人の間にあつて、其の數に於て一

頭地を抜でゐるものは云ふまでもなく女工である。殊に我國主要工業の第一位を位むる染織工業に於ける女工の位置は決定的勢力を有するものである。かるが故に此の女工問題は大いに注意せねばならぬにも拘らず、之に對する施設に於て、又之が對策に於て甚しく見るに足るべきもの殆んどなく、且つ女工自身の自覺的運動の絶無と稱し得べきことは決して喜ぶべき現象となすことが出來ぬのである。惟ふに此の如きは女工殊に染織業女工の最大部分が二十歳未満のものにして、しかも其の勤續期間が比較的短く嫁資を得る爲めに勞務に就くもの依然として多きを占めるに依るものであらうか。

日本労働年鑑

二四〇

1 工場在勤女工數統計

(諸官廳直轄工場ヲ除ク)

年 次	平均一日 使用女工	男工百人に対する女工の割合
明治四年	四六、四七	一九・三
大正元年	五五、三七	一九・一
二年	五四、六五	一九・三
三年	五三、二三	一九・五
四年	五二、一七	一九・二
五年	五一、一〇	一九・五
六年	五〇、九八	一九・二
七年	四九、九一	一九・五
八年	四八、八四	一九・二
九年	四七、七六	一九・三

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三年	二年								
四年	三年								
五年	四年								
六年	五年								
七年	六年								
八年	七年								
九年	八年								

場在勤の女工を加ふ時は約八十三萬の女工を算する。而して絶對數に於ては累年増加の傾向がある。男工に對する割合は大正三年を最頂として逐年低下の傾があるけれども、なほ男工よりも多くの割合を示してゐる。今大正九年に於ける該工場在勤女の工の工場種別を見る時は、

2 女工工場種別統計

(大正九年)

工場種別	平均一日 使用女工	各工場 別の占 むる割 合	男工百人 に対する 女工の割 合
染 織 工 場	六七、三〇	八九	四五・〇
機械器具工場	四、二七	一八	六・一

大正九年度に於ては一日平均七十八萬の工場在勤女工があつた。之に諸官廳直轄工

4 工場女工年齢表 (大正八年適用工場)

年 齡 別	員 數	總數に對す (%)
	男工	女工
十歲以上十二歲未滿	二、九三	一、一〇
十二歲以上十五歲未滿	二〇、七四	一三
十五歲以上二十歲未滿	三五、六九	四四
二十歲以上	三五、六九	五七
計	一一〇	一一〇

年 齡	男工	女工
十歲以上十二歲未滿	二、九三	一、一〇
十二歲以上十五歲未滿	二〇、七四	一三
十五歲以上二十歲未滿	三五、六九	四四
二十歲以上	三五、六九	五七
計	一一〇	一一〇

6 名古屋市西區江川町署管内
四紡績工場女工年齡表
(大正十一年七月現在)

年 齡	男工	女工
十二歲乃至十四歲	二、一九三	一、一九三
十四歲乃至十五歲	二、一九〇	一、一九〇

年 齡	女工數
十五歲乃至二十歲	二、〇一二
二十歲以上	一、一九三

年 齡	女工數
十五歲乃至二十歲	二、〇一二
二十歲以上	一、一九三

計

年 齡	男工	女工
十二歲乃至十四歲	二、一九三	一、一九三
十四歲乃至十五歲	二、一九〇	一、一九〇

化學工場

四七、三八

六〇

四〇・五

飲食物工場

二七、三八

二二

二〇・一

雜工場

三九、三六

四二・三

六〇

特別工場

九三

〇・一

二二・三

計

一六六、三八

一〇〇

二二・三

礦山工場

九一、五九

三九

一〇・一

3 矿山女工統計

二二・八

一〇・一

一〇・一

年 次

九一、五九

三九

一〇・一

一不 明 一一二四五五六二〇一〇三
一計 一二六六九二六二九二四

總 計

三二二八二五二五二五二三 五 一、〇三

9 長崎縣の紡績女工退職者状態及健康調査結果

長崎縣保安課工場係に於ては紡績女工の退職後に於ける健康状態の調査を行つた。先づ便宜上紡績女工の産地である南北兩高來郡から長崎紡織會社に去る大正二年の操業當時から本年の三月迄勤めて退職した一、〇六三名について調査し、本年四月より六月廿二日に至つて完結した。今其主なる結果を抽記すれば、

一 退職業者の状態

	勤続年数	人數	死亡者數	人數と死者數の千分比
六ヶ月未満	三八七	一五	三九	
一年未満	三一三	一一	三八	
二年未満	三三四	一九	三八	
三年未満	七九	一九	六七	
四年未満	三〇	一九	九一	
五年未満	一	一	一	一
五年以上	九	〇一ニ	三九	三九

尙ほ大正十年中大阪に於て検舉された密娼一九五名中、七三名は前身女工であり、娼妓志願者五、六〇〇名中約一、〇〇〇名が前身女工であつたと云ふことを附記して置く。

二 爭 議

男子労働者の争議に相應じて、労働争議に加盟するといふ例は、可成り屢々之に接するのであるが、女工のみが單獨に、且つ

労働條件を問題として争議を起した例は從來餘りになかつたのである。大正十一年に於ても殆んど之に遭遇しなかつた。唯だ左に掲ぐる一例は本年度に於ける女工を

主とする唯一の争議と目することが出来よう。

仙臺製絲女工の同盟罷工

仙臺市東八番丁の片倉組製絲工場は一千餘名の女工を使用してゐるが、十一月四日寄宿舎の室長十二名が、祕密裡に會合協議せる結果、小野某女を代表として、會社に對し賃銀の五割増、賃銀の工程率の隨時發表、貯金額を毎月各人に公表すること等を要求したが容れられず、會社は代表者たる小野某女を手當十四、歸郷旅費五圓にて解雇せる爲め一千餘名の女工は憤怒し遂に六月より同盟罷工の状態を呈するに至つた。尙斯くなるに至つた今一の原因は、十月二十八九日の頃第一號寄宿舎の女工五十餘名が食事の食器を亂雜にした爲め炊事係に痛く叱責せられたるを憤り、一同が、二十九日朝、晝を絶食し怠業状態を續けてゐたことである。

三 施設及対策

女工問題の対策及施設としては、殆んど舉べき程のものも無いのが、山梨縣に於ては女工募集に伴ふ前貸制度の弊

一 結核外(主として流感)
ハ 現在罹病者
結 核

二 勤続年数と死亡者数との對照

害を認めてこれが改廢を行ひ、違反行爲者の取締を嚴重にしたことゝ、上述の長崎縣保安課の調査とは僅かに注意する値あるものとなすことが出來よう。尙ほ覺醒婦人協會が三月中、大阪陸軍被服支廠の女工六百名に對し簡単なる基礎的調査を行つたことも附記して置く。

第三女教員問題

我國の女子職業に於て先づ思ひ起さるゝものは、女工に亞いで女教員である。しかも女工が勞働者としてなほ未だ覺醒の域に達せざるものあるに拘らず、女教員は知識階級者として幾分現狀に目を醒まし來つた觀がある。未だ以て婦人運動と稱すべき程のものが今日の女教員の間に生じたるを聞かぬのであるが、しかし其の間には將來に對する或る萌芽も含まれてゐる様に見えるのである。

一女教員狀態

全國に於ける女教員の數を推測する爲め

全國小學校及高等女學校女教員の界教員百人に對する割合	
年 度	累年表
小學校	
高等女 學校	
實科高等 女學校	

同	大正元年	四年	三七・五	三三・四	二三・八	一七・四
同	二年	三年	三八・一	三六・六	二五・五	一六・四
同	三年	四年	三八・八	三九・七	二七・六	一八・二
同	四年	五年	三九・三	三一・六	二六・八	一七・八
同	五年	六年	三九・八	三四・六	二七・二	一七・二
同	六年	七年	四一・六	三八・九	二七・一	一七・一
同	七年	八年	四四・八	三六・〇	二六・四	一六・四
同	八年	九年	四七・六	三六・〇	二六・四	一六・四
高等女學校及び實科高等女學校に於ける 女教員の男教員に對する割合の常に優勢を 保ちゐるは注意すべき點であるが、殊に小 學校に於ては逐年女教員の割合を増加し來 れること、而して小學校女教員の絕對數の 大なることが最も注意を引く點である。	女教員の待遇狀態、殊に其の俸給に就いては、第十四編「俸給生活者問題」の第二 〔教員問題〕中、「教員狀態」の節下參照を 望む。	女教員に就いて其の職業生活の上に於け				

一女教員狀態

明治四三年
年 度
小學校
高等女
學校
實科高等
女學校

全國小學校及高等女學校女教員の界教員百人に對する割合
累年表

同	大正元年	四年	三七・五	三三・四	二三・八	一七・四
同	二年	三年	三八・一	三六・六	二五・五	一六・四
同	三年	四年	三八・八	三九・七	二七・六	一八・二
同	四年	五年	三九・三	三一・六	二六・八	一七・八
同	五年	六年	三九・八	三四・六	二七・二	一七・二
同	六年	七年	四一・六	三八・九	二七・一	一七・一
同	七年	八年	四四・八	三六・〇	二六・四	一六・四
同	八年	九年	四七・六	三六・〇	二六・四	一六・四
高等女學校及び實科高等女學校に於ける 女教員の男教員に對する割合の常に優勢を 保ちゐるは注意すべき點であるが、殊に小 學校に於ては逐年女教員の割合を増加し來 れること、而して小學校女教員の絕對數の 大なることが最も注意を引く點である。	女教員の待遇狀態、殊に其の俸給に就いては、第十四編「俸給生活者問題」の第二 〔教員問題〕中、「教員狀態」の節下參照を 望む。	女教員に就いて其の職業生活の上に於け				

拂ひ初めてゐる。今左に夫等の調査結果の

二三を摘要しよう。

3 大阪市女教員分娩數調査

大阪市の調査に掛かる女教員の分娩調査の結果如左。

三一五四八一〇七
廣島縣安藝郡女教員產前產後
休養の實狀

二 女教員運動

廣島縣安藝郡に於ける女教員產前產後休養の
實狀如左。

			大正十年
			中分娩數
			女教員數
			夫者數
			同上有
			有
裁縫學校	幼稚園	小學校	計
九五	二四	一〇	一二九
八三八	二二二	一、一四六	六三二
五〇六	八四	四二	
六三二	四二		

4 長野縣下女教員分娩調查

長野縣下に於ける女教員分娩に關する、同縣當局の調査は三月下旬完了したが、其結果如左。

都市別

女子職業問題

日本女教員協會

『時勢に鑑み本邦女教員の素質を良くし地位を高め且つは坊間囂びすしき婦人問題の解決に資する目的を以て』四月全國女子師範學校長相談の結果『日本女教員協會』が生まれ、同月十五日から機關雜誌として『女教員』を刊行してゐる。同會の主なる規約如在。

女教員の運動として、女教員自らが或種の運動を行ふと云ふことは、今日に於ては殆ど之に接せずと稱するも過言ではない。

大正十一年中にに行はれた左の一三例は今日の女教員運動の輪廓と内容とを語るものであらう。

本會ノ趣旨ニ賛成スル女教員ハ何人ニテモ會員トスル

第三條 本會ヲ日本女教員協會ト稱シ事務所ヲ當分ノ内東京府女子師範學校及ビ靜岡縣女子師範學校内ニ置ク

第四條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メニ毎年一回團體カラ出ス所ノ代表者並ニ個人會員ノ會合ヲ催シ及ビ便宜各地方ニ於テ會合スル外毎月一回機關雜誌「女教員」ヲ發刊シ各團體ニ贈ル外一般購讀希望者ニ頒布スル

第五條 本會ノ經費ヲ支辨スル爲メ本會員タル各團體ハ年額金三圓ヲ醵出スルコト、スル個人民會員ハ雜誌代會費ヲ醵出スルコトヲ要シナイ

相互の修養、研究。會費は月五十錢。

3 第三回全國小學校女教員大會

第三回全國小學校女教員大會は七月一、二、三の三日間、東京市神田區一ツ橋帝國教育會に於て開催、小學校女教員の出席者三百十數名、左の議案を協議した。

文部省諮詢案

一、小學校女兒童の個性尊重に關し女教員の特に注意すべき點如何

議案

第一號

小學校女教員會設立方案に關する件
(以上帝國教育會提出)

第二號

小學校女教員及女兒に適當なる服裝如何

第三號

女兒補習科に最も適切なる教科目及其の教授方法如何
(第三回小學校女教員會委員提出)

第四號

市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第二條に左の但書を加ふることを其の筋に建議すること

但女教員は在職滿十ヶ年以上とす
(香川縣教育會提出)

小學校女教員の爲ニ女子師範學校、女子高等師範學校又は其他の學校に研究科を設置せらるることを其の筋に建議する件
(横濱市教育會提出)

尙議案第一號「女教員會設立方策に關する件」は可決を見るに至つた結果左の如き會則と附帶決議とを發表した。

全國小學校女教員會規則

第一章 總則

第一條 本會ハ全國小學校女教員會ノ協同團結ニ依リ其ノ自覺ヲ促シ教育上ノ研究調査ヲナシ其ノ能率ヲ昂進セシメ併セテ地位ノ向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ全國小學校女教員會ト稱ス

第三條 本會事務所ハ東京市神田區一ツ橋通町二十一番地帝國教育會内ニ置ク

第四條 本會ノ目的ヲ達センカ爲左ノ事業ヲ行

一 會議ノ開催

二 機關雜誌ノ發行
教育上必須ノ事項ヲ研究調査スルコト

三 圖書ノ出版刊行
講演會講習會ノ開催

四 教育上ノ意見發表
婦人問題ノ研究

五 其ノ他本會ノ目的ヲ達スルニ必要ト認ム

ル事項

第六條 第二章 組織及會費

第七條 本會ハ市郡區及之ニ相當スル行政區劃會及び講演會の開催、教育上の視察、會員

第五條 第五號

上於ケル小學校女教員ノ團體並ニ之ニ準スル

女教員團體ヲ以テ組織ス

第六條 入會セントスル女教員團體ハ會名、會

所在地、會員數、會則ヲ添附シ會長若シクハ之ニ相當スル役員ヨリ加入申込書ヲ提出スルコト

第七條 加入團體ハ會則及會所在地ノ異動アル

毎ニ直チニ本會ニ届出ツルコト

第八條 加入團體ハ左ノ率ニヨリ會費ヲ納入ス

ルモノトス

二百名以下ハ一ヶ年金五圓トシ、二百名以上

ハ百名以下ヲ増ス每ニ一ヶ年金五圓ツ、ヲ加

算ス

第九條 本會ハ名譽會員ヲ設ケルコトヲ得

名譽會員ハ評議會ノ議決ニヨリ推薦ス

第十條 本會ニハ左ノ役員ヲ置ク

會長一名 當分ノ内帝國教育會長ヲ推戴ス

副會長二名 總會ニ於テ各團體ニ屬スル會員

中ヨリ公選ス

幹事十名 半數ハ評議員會ニ於テ互選シ半數

ハ會長之ヲ囑託ス

評議員若干名 三分ノ二ハ總會ニ於テ各團體

ニ屬スル會員中ヨリ選舉シ三分ノ一ハ各團體

副會長、幹事、評議員ノ任期ハ二ヶ年トス但

シ再選スルコトヲ得

第十一條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ管理シ總

會其ノ他ノ議長トナリ議事ヲ整理ス

第十二條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル

時ハ其ノ職務ヲ代理ス

第十三條 幹事ハ會長ノ指揮ニヨリ會務ヲ分擔

ス

第十四條 評議員ハ評議員會ニ於テ次年度ノ事

業豫算ノ決定及ヒ決算ノ認定並ニ其他重要

事項ニツキ會議ス

第十五條 會長ハ書記及雇員ヲ使用スルコトヲ

得

第十六條 會長ハ會務ヲ處理スル爲メ特ニ必要

ナル時ハ委員ヲ囑託スルコトヲ得ス

第十七條 本會役員ハ總ヘテ名譽職トシ書記雇

員ハ有給トシ其ノ俸給及日給ハ會長之ヲ定ム

第十八條 本會ニ顧問若干名ヲ囑託シ本會ノ事

業ニツキ諮詢スルコトアルヘシ

顧問ハ評議員會ノ決議ニヨリ會長之ヲ囑託ス

第三章 役員

第四章 總會

第十九條 總會ハ毎年一回之ヲ開クモノトス但

シ各團體ハ代表者トシテ左ノ代議員ヲ出席セ

シムルコト

二十條 總會ニ於テ行フヘキ事項左ノ如シ

二 百名以下ニアリテハ一名トシ二百名以上ハ

百名以下ヲ增ス每ニ一名ヲ累加スルモノトス

代議員ハ小學校並ニ之ニ準スル學校ノ女教員

タルコト

二十條 總會ニ於テ行フヘキ事項左ノ如シ

一 庶務會計ノ報告

二 役員ノ選舉

三 規則改正ニ關スル議事

四 其他重要ノ事項

第五章 會計

第二十一條 本會ノ經費ハ會費寄附金基金ノ利

子及其他ノ收入金ヲ以テ之ニ充ツ

第二十二條 本會ノ收支豫算並ニ豫算ノ流用ハ

評議員會ノ決議ヲ經ルヲ要ス但シ緊急ノ場合ハ會長之ヲ決シ評議員會ノ承諾ヲ得ルコト

第六章 附則

第二十三條 本會則ハ總會ノ決議ヲ經ルニアラ

サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

二十四條 本會則執行ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

附帶決議 全國小學校女教員會設立ノ手續

一 創立委員若干名ヲ設ケ創立ニ關スル一切

ノ事務ヲ委嘱スルコト

二 本會創立事務所ヲ帝國教育會内ニ置ク

三 帝國教育會ニ對シ本會ノ設立ニ盡力セラ

レン事ヲ委嘱スルコト

四 市郡區小學校女教員團體並ニ之ニ準スル

女教員團體ニ對シ本會加入ノ申込ヲ勧誘ス

ル事

未タ女教員會ノ設立ナキ市郡區ニ於テハ可

成早ク設立スヘク勸誘スルコト

五 第三回全國小學校女教員會出席者ハ市郡

區小學校女教員團體並ニ之ニ準スル女教員

團體設立ニ盡力スルコト

六 加入團體ハ大正十二年五月末日迄ニ申込

ヲナスコト

七 但シ規則第二條第六條ニ依ル

八 大正十二年ノ秋期ヲ期シ創立總會ヲ開催

スルコト

すろ調査の重なる結果を列舉しよう。

七錢五厘、拾錢、五拾錢、壹圓乃至五圓五
拾錢
無職者

活動寫真觀覽及宿泊料

四十歲以上
計

9

山口縣

藝娼妓酌婦年齡
(大正十年末現在)

年齡	藝妓	娼妓	酌婦
十五歲未滿	八全	三毛	三
廿歲—廿五歲	四七	六四	三七
廿五歲—卅歲	二六	三七	二九
卅歲—卅五歲	一六	二七	二八
四十歲以上	五	一	一
計	一、五	一、五	一

拾錢、拾二錢五厘、十五錢、二拾壹錢、拾
三錢、五拾錢、八拾錢、壹圓、二圓
宿泊料と一圓五拾錢乃至五圓
飲食代及蒲團損料

一病毒

無毒 五五
有毒 四五(內梅毒 三七名)

7 岐阜縣

藝娼妓酌婦數及年齡
(大正十年末現在岐阜縣警察部調査)

二十歲未滿 八〇八 八五 二六〇
三十歲未滿 三一三 五八四 四五二
四十歲以上 六九 四二 四六
計 二〇 一 三

10 全國接客婦調查結果

内務省衛生局は大正十年五月四日より全
國接客婦——私娼——調査を行つたが、其
の結果を抽出すれば、

一 地方的名稱

淫賣	ハガワ	二錢姬	早物
バイタ	ホケ	バタン	二分造
ホテル女	バンボ	ヘタリ	別嬢
ダダ女衆	二文目	ヘーピ	ヘーピ
ダンゴ	タマトリ	トーピ	御馬
カンツ	オツベ	道樂女	オテンバ
辻君	ドヴリ	茶屋女	オクジマ
君	三一	三一	三一

A	一 冬秋夏春	一 犯罪の月
藝妓代償	花代壹圓六拾五錢乃至二拾五圓(拾貳名)	二四 (三月十七、四月十五、五月十八)
花代と宿泊料	花代と宿泊料 壱圓	二二 (六月十五、七月十九、八月十八)
宿屋にて	宿屋にて 五圓	二六 (九月十五、十月十三、十一月十一八)
花代と祝儀	花代と祝儀 五拾錢	二八 (三月十一〇、一月十六、二月十一二)
酒代	花代觀劇料及び宿泊料	
酌婦	花代汽車賃及び人力車賃	

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

宇治山田市娼妓年齡
(大正十一年六月現在)

娼妓
三九
二一四
八九
三一

年 齡

カモ 壺握 チヤブヤ女 力ボチヤ

ツベフリ

チヤンカ

大正

那我侍

オツタボ

山

アネコ

ウシ

ケトバシ

赤切符

前青切符

ムタニ

野引

ムタニ

三貫

草餅

サブ

狐鼠屋

シロ

五錢樓

キブシ

草

五人

ザルソバ

五錢

人

エバイト

ノスカイ

サンヤレ

ユバイト

ナスカイ

エバイト

ナスカイ

エバイト

ナスカイ

エバイト

ナスカイ

エバイト

四 前身職業別關係

酌妓

婦

中

娼妓

雇人

交換手

會社事務員

學生

帽子編

無

日商

農業

仲業

居業

工

藝妓

裁縫工

遊藝人

漁業

雜業

藝妓

<p

前	借	上	1,000
無年期		中	500
下		下	500
		合	1,000
		吾	500
		吾	500

二 待遇條件の變化

藝娼妓の待遇に關しては、時代の推移の爲め各所に問題を喚起し、樓主抱主もこの爲めに待遇に幾分の改善を加へねばならぬこととなり、剩へ藝妓養子縁組無効に關する裁判所の判決は、之に對する一大刺戟を與へたの觀がある。大正十一年中に於ける著しきものを左に擧げよう。

1 藝妓の養子縁組の無効に關する判例

藝娼妓とする爲めの養子縁組が法律上有効なりや否やに關して考察するに、勿論養女を將來藝娼妓にする考へがあつたからとて、直ちに養子縁組が無効であるとは言ひ得ないが、藝娼妓として雇入れることが『目的』であり『事實』であつて、養子とすることが『手段』である場合には正しく無効の縁組である。若し之を有效とするならば、年期なき無限の藝娼妓奉公の強

要を許すこととなり殆ど人身賣買を公認することとなる。大正十年に於て松江地方裁判所が此點に着眼して藝妓とする爲めの養子縁組の無効を宣言したのであつたが、又之と同様の判決が大正十一年一月三十一日千葉地方裁判所に依つて言渡された。今其の事件の内容を略述すれば、

訴訟提起の理由

原告と被告とを離縁する
訴訟費用は被告の負擔とする

る羞恥の賤業に從事することを餘儀なくせしめ、其結果原告は再度實家に逃げ歸りたるものにして、原告は其虐待と侮辱に堪へ兼れ本訴に及んだのである。

判決主文

原告と被告とを離縁する
訴訟費用は被告の負擔とする

判決理由

原告は大正三年九月二十八日被告の養子となり、同日養子縁組届を爲した。當時原告は年齒僅かに十二歳に満たず、尋常小學の課程も修了してゐなかつた。被告は原告の實父母に對し原告を尋常は勿論高等小學の課程をも履歩せしめ更に衣服調度に於ても本人の希望に應じ、不自由ながらしめ、將來被告の後を譲るべきことゝして貰ひ受くることを約した。然るに被告は原告を學校に通學せしめないのみならず、日々遊藝のみを仕込み、僅か三四ヶ月にして被告の住居地千葉町に於て、雛妓として賓客の酒席に付かしめたるを初め、其後藝者として轉住、轉賣く、養子縁組を爲す際初めより原告等は、被告が將來原告を藝妓となすことをば、承諾し居た

る事實ありとするも、其後の事情に依り生ずべき、本訴原告の請求に消長を來たすべき筋合にあらず。故に被告の抗辯は何れも理由なし。然ば以上の事實は民法第八百六十六條第一號に所謂、他の方より虐待を受けたるものと言ふべく、仍て本訴原告の請求を正當と認め、訴訟費用に付き民事訴訟法第七十二條第一項を適用し主文の如く判決す』

2 藝妓の自由廢業に關する宮城控訴院の判決

宮城控訴院は大正十一年五月二十六日藝妓ヨシエ對抱主に關する前審判決を不當なりとして藝妓契約の無効を宣言した。先づ該係争事件の根本なる藝妓契約の條項を見よ。

『(一) 大正元年八月十五日より向ふ十ヶ年を期間とし其年期中抱主はヨシエを藝妓に仕立つべくヨシエは其修業の上抱主方に於て藝妓稼業に從事すべく右ヨシエの父はヨシエをして右の稼業に從事せしむべきこと、(二) 金二十圓をヨシエ及其父に於て抱主より假受くること、(三) 右年期中ヨシエの衣食費諸藝教授料等一切の費用は抱主の負擔たること、(四) ヨシエ藝妓稼業の見込立てる時は抱主の指圖に従ひ右年期内

何時にもヨシエは藝妓營業に従ひ抱主は之に從事せしめ決して違背せざること、(五) ヨシエが該營業に因り受くる玉代纏頭等は全部抱主の所得たること、(六) 抱主は其見込に依り右期間中ヨシエをして他府縣に轉じ他人方に於て斯業に從事せしめ得るのみならず夫れ迄に要したるヨシエの衣食料諸藝教授料として抱主に於て直接新抱主より金錢を受領することを得べく之に對しヨシエ及其父は聊かも異議なきこと、(七) 年期中ヨシエの藝道不熟にして到底藝妓營業の見込立たざるときヨシエが正當の理由なくして抱主方を退去又は逃亡其他不都合の所行なくたるときはヨシエ及其父の兩名に於て連帶して抱主に對し前記二十圓の借金に相當の利子を加へ支拂ふべく又大正元年八月十五日より右事由發生の時迄のヨシエに對する藝道教授費並に食費の賠償として一日金十二錢宛の損害金を支拂ひ尙其他の損害を賠償すべきこと』と云ふのであつた。

而して該判決の理由は

『右はヨシエ及其父と抱主間の本件藝妓稼業契約は右の年期中ヨシエをして抱主の仕立に依り藝妓稼業に必要な技藝を修習し抱主の指圖に依り何時にも抱主方又は他府縣なる他人方に

に於て藝妓稼業に從事せしむることを目的と爲すものにして其の目的の遂行に關し一方に於て抱主よりヨシエ及其父に對し金二十圓貸付けヨシエの食衣費技藝修習費は之を抱主に於て負擔することに約せるも他方に於て該稼業に因りヨシエの受くる玉代纏頭等の收入は總て抱主の利益と爲りヨシエは一厘だも自己の所得となし得ざるに反しヨシエが藝道不熟にして藝妓稼業の見込なき場合、正當の理由なき退去又は逃走其他不都合の所爲ありたる場合には前掲記の如き多大なる損害賠償の義務を負擔せしめたるものとす……』故に『……該契約は主としてヨシエに對し右の如き苛重の責任を負はしめ以て同人をして右年期中藝妓稼業を行はしむることを目的と爲すものにして著しく同人の自由を拘束するものと謂ふべく斯る自由拘束を内容とする本件契約は公序良俗に反するを以て民法第九十條に依り無効たるを免れず……』と云ふにあつた。

3 自由廢業藝妓に對する損害賠償請求無効の判決

大阪控訴院は、九月二十日、自由廢業藝妓に對する、損害賠償の控訴に對し、前審たる大阪地方裁判所と同様其無効を判決した。

事件の内容　被控訴人たる藤井捨吉は當時未成年であつた長女やすを大正五年十一月一日から大正十二年十月三十一日迄満七箇年間ため方に於て藝妓仕込の上稼業に従事させ、其の間自由廢業又は休業をなさしめざる事、而して右期間中其の稼業によつて得た収益金は全部抱主のための所得となし、若し該年期中やすが廢業する事が必要であり、其の同意なきに敢てする場合は其の事由の正當なると否とを論ぜずやすが仕込中に要した衣服の損料稽古料食費其他一切の費用をやすの兩親が賠償すると云ふ契約をした。所がやすはお客様を強要されたこと其他忍びざることの數々を擧げて遂に自由廢業をしたのが問題の起りである。

判決の理由——(前略)本件契約は被控訴人等が其の親たる地位を利用して未成年者たる長女やすを満七箇年間ため方に住込みしの藝妓稼業によつて得たる収益金はやすの意思に關係なく擧げて之を抱主なるための所得と爲したる上若しための同意なくしてやすが廢業又は稼業を拒む等の所爲あるときは其の事由の如何を問はず又其の収益の多寡を論せず被控訴人等に於てために對しやすに要したる一切の費用を賠償すべく

即ち該契約は長年月の間著しくやすの自由を強制し同人の藝妓稼業より生ずる利益を不法に收受せんことを其の内容となしたものにして所謂公序良俗に關する法規に違背せる無効のものなりと謂はざるべからず。

三 藝娼妓運動

1 各地に於ける藝娼妓自由廢業の續出

昨年來より藝娼妓の契約無効又は養子縁組の無効が判決せられ、殊に本年五月二十六日宮城控訴院の判決(前掲)があつて以來

一 大分縣——六月

大分市遊廓大正樓の娼妓二名は六月中大分署に廢業届を出し漁船で杵築町まで逃げたが後正式の廢業届を出し警察では之を認めて廢業せしめた。又別府に於ては登樓客の煽動の爲め一時藝娼妓の同盟的自由廢業の企てすらあつたと噂せられ、樓主は大恐慌を來し自由廢業の記事ある新聞紙を見ないよう警戒した。

一 吳市——七月

吳市に於ては、七月上旬三日間に五名の娼妓が自由廢業をなした。彼女等の言ひ分は、前借金は既に稼ぎ上げたと言ふこと、樓主の虐待である。

尙其他に世人の注目を惹いたものは、兵庫縣の明石、洲本、岡山縣の日比、島根縣の松江、福井縣の敦賀、石川縣の高濱に於けると思はれるから、此大勢は此後益々盛んになるだらうと考へられる。今左に其實例の主なるもの一二三を擧ぐれば、

祇園藝妓繁三事田中はるゑ(十七)の養子縁組無効の訴訟は遂に繁三の勝訴となつたので妹藝妓茂子事清水しな(十八)は六月中旬自由廢業すべく實父の家に歸つて仕舞つた。彼女の言ひ分は、二ヶ年前金二百圓で出たが祇園の貸座敷で客をとり其都度二、三割は女将に取られる勘定で自分としては五圓乃至十圓の小使を受るに過ぎない。夫れで二ヶ年の花代や此の金を合算する時は立替金は既に十分償却される譯であり、又養母は藝妓で常に彼女を虐待したからであると云ふ。

る藝娼妓の自由廢業であつた。

2 濱松藝妓の同盟休業

濱松市木戸藝妓置屋西岡てつ方の藝妓七名
は、七月下旬主人に對し待遇改善の連名書を提
出したが、主人が之に應ぜぬ爲め、遂に八月一
日夜同盟休業を決し、二日前二時七名全部同
家を去つた。

3 兵庫縣下藝妓の同盟休業

阪神沿線敏馬検藝妓七十八名は岩屋料理屋業者組合員二十六名と線香代の經緯から八月十日夜を期して一齊に同盟休業をなした。料理屋組合は之に對し彼等藝妓の不買同盟を決議して應戦に努め、遂に十一日所轄御影署の調停となつた。

四 對策及施設

一 府縣及公團體の對策

1 愛知縣の娼妓待遇改善

愛知縣警察部保安課に於ては貸産敷營業許可權が四月廿一日限り縣知事の手に移るを期し、娼妓の待遇規約を改善した。其

主なるもの如左

- 主なるもの如左。

一 貸座敷業者は故なくして娼妓の外出を阻む事を得ず

一 強制的に娼妓を稼業に従事せしめる事を得ず

一 物品の購買を強ひる可からず

理由なく面會人を拒絶す可らず

娼妓の疾病治療を遅りに阻む事を得ず

娼妓の保健衛生に必要な施設及び給與をする事

一 娼妓と樓主との間の金錢上の貸借關係は明細簿を備へ置き娼妓各自に保管せしむる事

2 奈良縣の藝妓取締法改正

奈良縣の藝妓及び同置屋取締規則は數年前に制度せれ、一時人權蹂躪問題をまで惹起した程であつたが、本年に入つてより數回に亘り警察法規調査委員會を開き、遂に七月十一日縣令第三十一號を以て改正規則を發布した。今左に其藝妓置屋の遵守すべき事項を擧げる。

一 花代其の他に關し規定以外の請求を爲さざること

二 客を遊興又は宿泊せしめざること

三 妓妓の居室は一人當り二疊以上たること

四 藝妓の稼業に關しては明細帳を備へ記入を明にすること

五 藝妓に對し遙に就業を強制又は禁止せざること

六 藝妓に對し遙に外出、通信、面接及文書閲覽の自由を制限する等不當の取扱を爲さざること

七 藝妓に對し物品の購買及所持品の質入を強ひざること

八 藝妓疾病に罹りたるときは速に醫師の治療を受けしむること

九 藝妓に貸與する寢具其他の物は常に清潔ならしむること

3 鹿兒島遊廓に於ける娼妓待遇改善新規約

鹿兒島市警察署は常盤遊廓の當局者と協議の結果、八月娼妓の待遇に關する新規約を制定した。其主なる點を記せば、

前借金二百圓迄は免除して年期を延ばさず、又業務上の病氣月經等の休業日數は契約期中に數へ尚妊娠の際は産前三十日、産後三十三日の休養を與へることになつたり、其他一日二回以上客に接した場合には揚代の四割を娼妓に與へ又稼ぎ高に應じて賞與し、從來一日二食であつたものが三食與へらることとなつた。

尙此等の規定を樓主に勵行させる爲めに娼妓十名に對し一名の委員を無記名投票明にすること

に依り選舉し、其任期を三ヶ月と定めた。

4 神戸市湊川署の娼妓保護案

神戸市湊川署に於ては、豫てより福原遊廓の娼妓保護に就いて種々講究中であつたが、十月中旬漸やく其の具體案を得たので、同月二十三日福原貸座敷業者全體を同署に招致し、諮問事項十一項に關し意見を聽取した。左に其の主なる項目を摘要すれば、

一 娼妓妊娠並に生兒保護に關する件——娼妓の妊娠したる時は受胎後五箇月經過分娩後二箇月以内は休業せしむるものとす。但し當人の體質分娩後の経過等に徵し醫師の診斷に依り其期間を伸縮することを得。尙分娩に關する一切の費用は席主の負擔とし分娩後満一箇年間の生兒の養育費及爾後二箇年間は養育費の補助として一箇月十圓宛を貸座敷業組合の負擔とし、若し右期間内に生兒を他へ養子女として遣はす時は養育の残額より一時支度料として金百五十圓以内を支給すること。但し抱入前の妊娠及他の組合に轉席稼業又は廢業した時は、此限りでない。一月一回の公休——毎月一日宛の公休日を與へ、春秋、各一回は外出慰安會開催、其の他精神修養講話會等開催のこと

一 回し制度の廢止——廻し制度を廢し、時間花制度に改むること

一 飲食物價格掲示——飲食物價格は暴利を貪

らず相當價格を定め主なる物の價格は各客室に掲示すること

一 娼妓に對する抱主の負擔を明かにすること

一 客の祝儀を廢止し、雇人を給料制度にする件、客の祝儀を廢し、從て從來雇人の無給制度を爾今給料制度に爲すこと

一 今後雇人は總て女子とし男雇人は向一年内に廢止のこと

一 玉代の掲示——娼妓玉代は店頭見易き場所に掲示すること

藝娼妓解放令發布滿五十年

本年は藝娼妓解放令たる太政官達の發布の滿五十年に相當するを以て、記念の爲め同布達を左に掲げ、参考に供する。

太政官達第二百九十五號

一人の子女を金談上より養女の面目になし娼妓藝妓の所業をなさしむる者は其實際上即ち人身賣買に付從前今後可及嚴重之處罰事

明治五年十月九日

二 私人及私團體の施設及對策

1 東京毎日新聞社の藝娼妓自由廢業運動

東京に於て、殊に花柳界に購讀者を有する東京毎日新聞社に於ては、今夏、上村、布施の兩辯護士を顧問として、藝娼妓の自由廢業運動を開始した。

其趣旨に言ふ『藝妓屋は儲かる。素人の娘を抱へると隨分儲かる。淫賣をさせれば驚く程儲かる。藝妓屋が藝妓を抱へるのは淫賣をさせて

一人身を賣買するは古來の制禁の處年期奉公等種々の名目を以て其實賣買同様の所業に至るに付娼妓藝妓等雇人の資本金は貯金と看做す故に右より苦情を唱ふる者は取糾しの上其の金の全額を可取上事

一同上娼妓藝妓は人身の權利を失ふ者にて牛馬に異ならず人より牛馬に物の返辨を求むるの理なし故に從來同上の娼妓藝妓へ貸す所の金銀並賣掛滞金等一切債るべからざる事

司法省布達第二十二號

本月二日太政官達第二百九十五號に面被仰出

候次第に付左の件々可相心得事

大金を儲ける爲めである。濡手で大儲けをするのは藝妓屋で、花柳病を患つて青くなるのは藝妓である。藝妓屋は儲けて別荘を建て面白い物を観てウマい物を食つて樂をするのに、淫賣させて金を取上げられて梅毒と子供を脊負はされるのは藝妓である。藝妓屋は朝に晩に太り淫賣する藝妓は日毎に瘦せる。一日藝妓をしてゐると苦しみが十倍になり、一年してゐると千倍萬倍になる。藝妓が身の行末を考へれば一刻でも稼いでゐられる譯はない。豈藝妓のみならず其の悲惨さが娼妓になると殊に甚だしい。藝娼妓をやめて正業に就き暮さうとする婦人は何時でも本社へ申込めば、自由廢業の目的を遂げさせ』。

其結果藝娼妓たる本人は元より本人の父母兄弟が續々來社し、本土を初め遠く臺灣朝鮮からも盛んに問合せがあると同紙は報じてゐる。

2 圓波篠山遊廓の姪娠娼妓の

保護

兵庫縣丹波篠山京口新地の貸座敷業組合では七月上旬縣下の各遊廓に率先して抱娼妓の稼業中姪娠した時の救濟方法を設

け規約及契約書変更等を縣保安課に申請した。其主なる内容は如左。

今後姪娠娼妓は醫師の診斷に依つて分娩前後三ヶ月乃至六ヶ月の適當なる休養を與へられ、

其の間の雜費は抱主が負擔し分娩後嬰兒の養育料を一ヶ月十五圓と見積り其の半額を向ふ一ヶ年間樓主が支出して補助を與へる事とし尙分娩後直に他へ養子女に遣るときは其の分籍の費用の半額を支出し又は分娩の爲め娼妓が親元へ歸休するか或は他へ外出して休業する時は助産婦の費用全部を樓に於て負ふ事

3 兵庫縣西の宮遊廓の娼妓優遇法

兵庫縣西の宮遊廓貸座敷業者は十一月十八日總會を開き娼妓に對するの優遇案を可決した。其の主なるもの如左。

一 每月一日日本人希望の日を休養日とするこ

と

一 春秋二回慰安會を催し外出を許すこと

と

話なすこと

一 祝儀制度を廢し席料として花代一圓以内

は三十錢、以上は五十錢、泊客は一圓以下

を貰ひ受け妓夫、曳子の給料に充てること

一 姦妓姪娠の際は分娩前後醫師の診斷に依

り必要と認める期間の休養を與へ其費用は樓主の負擔とすること（休養期間は姪娠五箇月より分娩前後一箇月の程度）

一 貰兒に出す場合に仕度料を樓主の負擔とすること

一 養育料として二箇年間樓主が毎月十圓乃至二十圓の補助をなすこと

一 妾子の數は娼妓十人以上四人、十人以下三人とすること

5 公娼廢止運動

1 代議士横山勝太郎氏の公娼廢止の建議案提出

憲政會代議士横山勝太郎氏は二月二十日公娼制度廢止に關する建議案を議會に提出した。其内容如左

一 現下公娼制度は婦人に對する一大侮辱に

して國家の面目を損傷し良風を壞亂するの甚しきものなるのみならず人權擁護の必要

上斷然之れを廢止するを可なりと認む

二 假に全然公娼制度を廢止するを得ずとす
るも現今の遊廓制度は撤廢すべきを可なりと認む依つて政府は相當なる政策を執らん

2 女學校長會議の公娼廢止建議

東京市お茶ノ水女子高等師範學校に於て

開催せられた全國高等女學校長會議の最終日五月三日に於て、左の如き公娼廢止の建議案が可決せられた。

せん事シテを政府カバウに要望ヨウモウする事シテ

以上敍べたる女子職業以外になほ残されたる問題は、『女官公吏問題』『保健衛生業關係婦人問題』『商業使用婦人問題』『交通業關係婦人問題』及び『家婢問題』がある。今夫等を一括して此處に叙述を試みようと思ふ。

二 其他の女子職業状態

△神戸鐵道局管内には大正十一年六月現在にて女子雇員六一五名あるが、其の内二名は書記に任せられた。

女子職業問題

吏員八五名を任命した。

(二) 交通業關係婦人(女車掌、電話交換手)

大正十年七月一日現
在遞信省通信局調査

△専門學校以上卒業校	一六〇・〇六%
不詳其他	三二八
平均俸給	一一〇・〇〇
△兵庫電車にては十月一日より六名の女車掌を採用し、兵庫、西代、須磨寺の停留場で實務に當らせることとなつた。年齢は十五歳乃至十七歳。	一%
△東京中央電話局健康診斷成績	一〇〇・〇〇

角膜炎	一	一	一	六
慢性麻貧質	一	一	一	五
流行性感冒	一	一	一	四
淋巴管	一	一	一	三
心臟病	一	一	一	一
其 他	一	一	一	一
計	一	一	一	一
二十歳未滿	一	一	一	九
廿歲—卅歲	一	一	一	三
卅歲—五十歲	一	一	一	一
五十歲以上	一	一	一	一
計	一	一	一	一
二十歳未滿	一	一	一	七
廿歲—卅歲	一	一	一	三
卅歲—五十歲	一	一	一	一
五十歲以上	一	一	一	一
計	一	一	一	一

(三) 家 婦

△東京市社會局の派出婦人會調查結果

年 齡

四二

五六二

五八六

四二

り、先づ左記宣言書の朗讀をなして議事に入つた。

宣誓

女性を男子の隸屬物とせる舊道德を破壊し歡樂のかげに潜む犠牲的奴隸の境遇より脱却し自由と愛に充てる人生の再建を期す

女給同盟

斯くて議案中、役員選舉及び會則の制定は何れも委員附託となり、日本勞働總同盟加入の件、徽章作成、會旗作成、洗濯賃主人持、婦人講座の開設、宣傳演説會開設、メーデー參加の議案を可決した。

同々盟は發會式と、メーデーの爲めに十數回に亘つて、大阪市内自拔の場所に於て自動車上の宣傳演説をなし、宣傳ビラを散布した。其の宣傳ビラの一に言ふ、
諺に『稼ぐに追ひつく貧乏なし』と申しますが、實際は全く之れと反対で私達は稼いでもなく貧乏神に追ひつかれます。之れは何故かと申しますに、今の世の中が不平等で、強い者勝ちだからであります。金持は遊んで居てもどしきくお金が殖えて行きますが、貧乏人はいくら稼いでもお金のたまるどころか、その日の暮しさへ思ふやうには行かぬのです。それならば弱い者はどうしても強い者に勝てぬかと申しますと、決して然うではありませ

ん。南米地方では幾十萬といふイナゴの群があの強い象や虎を仆すといひます。つまり弱い小蟲でも多數が團結すると強い猛獸をも仆す事が出来るのです。弱い私共も、多數集りますならば、強い資本家共に打勝つ事が出来ます。

のです。

皆さんは、皆さんの主人の仕打に不平があつても、一人で打突かつて行く丈けでは、逆もモノにはなりませぬ。然し若しも皆さんが多數團結して主人に當るならば主人は屹度皆さんの主張を聞き容れるでせう。

然うです。皆さんが何等かの要求を主人にしようとならば、先づ皆さんが多數團結しなければなりません。私共は右の趣旨から、此度『女給同盟』を作る事となりました。組合は皆さんの力です。武器です。守本尊です。若し皆さんのが自分の地位を向上し、境遇を改善しようと望まれるならば、先づ我が組合に入なきられればなりません。來れ！ 滿都の兄弟達！

尙五月二十八日夜大阪市天王寺公會堂に於て女給同盟主催の下に『婦人勞働問題の演説會を開催した。

2 看護婦同盟の成立

六月廿九日、東京市牛込區砂土原町三ノ四勞働婦人會同盟本部に於て、看護婦同盟は成立した。同々盟の趣旨及規約如左。

看護婦同盟の趣旨及約規

趣旨

正しき職業及び勞働に從事する婦人が平和幸福なる生活を営む權利と自由とを獲得せんが爲めに團結するとは極めて正當のとであります。然るに久しう間の囚襲と習慣は職業及勞働の尊厳と價値を考へずに無自覺のまま過して來ましたが今や人生の最大要素たる自由と平等は男女共存の大義であるとが警醒せられまして私共は同盟團結の必要を感じたのであります。殊に殉教精神と同情博愛の下に病者の看護に努め社會奉仕をして居る看護婦をして在來の奴隸的境遇より解放し其の人格を認め權利と自由とを承認し共濟扶助を實行する事は國家社會の安寧幸福を保全する所以であります。茲に鑑み私共同志は看護婦同盟を組織して其の目的の完成を圖りたいのであります。奮つて加盟あらん事を希ぶ

事業

- 一 看護婦養成所及び寄宿舎を設置する
- 一 派出部——病院及び一般患家の派出看護の求に應ず
- 一 共濟部——會員の相互扶助を實行する爲め共濟基金を積立て其資に充つ
- 一 人事相談部——(秘密嚴守)本部理事及顧問が擔當し凡ゆる人事に關する相談に應ず
- 一 調査部——病院、醫師、看護婦會等の狀況を詳細に調査し會員に報告する
- 一 宣傳部——本同盟の趣旨を全國各地に宣傳し同志の加入を勧誘し本同盟事業の完成を圖る

- 一 看護學講修、各種講演會、慰安會、殉職者追悼會等の開催
- 一 圖書雜誌パンフレットの發行
- 規約
- 一 本同盟は看護婦同盟と稱し本部を東京に支部を各所に置く
- 二 本同盟は總會に於て選舉したる左の役員を置き各役員の任期を一ヶ年とする
- イ 理事 七名、口幹事 若干名、ハ會計主任 貳名、ニ評議員 參拾名、
- 三 本同盟の執行機關は理事會とす
- 四 理事會は必要に應じ他の機關を設くることを得
- 五 幹事は理事を補け會務を處理す
- 六 會計主任は幹事中より會計係を任命し會計事務を處理せじむ
- 七 評議員は本同盟重要事項を評決す
- 八 本同盟理事會は顧問を嘱託することを得
總會は毎年一回理事會之を招集し本同盟の大綱を議定す
- 九 本同盟の經費は有志の寄附及び會費を以て之に充つ
- 十 團體又は個人として本同盟に加入希望者は加入申込書に署名捺印の上本部又は支部へ申込むべし
- 十一 本同盟支部を組織の際は支部規約を作製し本部の承認を受くべし
- 十三 本部と支部の規定は別に之を定む
- 十四 本同盟本部より機關雜誌として毎月壹回「看護婦同盟」^{ナースユニオン}を發刊し會員に頒布す

十五 本同盟の規約は總會の決議を経るに非ざれば變更することを得ず
大正拾壹年七月

看護婦同盟本部

尙同々盟は九月末、組合員として、内地に六百七十二名、在米國一名、在英國一名在中華民國二名、合計六百七十六名を有し之を普通會員と派出部員とに分ち、前者よりは一ヶ月會費五十錢、後者よりは五圓を徵收する。

該同盟の指導顧問として、勞動婦人同盟理事山口若葉、女醫遠藤秀代、辯護士法學士遣水祐四郎の諸氏がある。

3 静岡縣江尻局交換手の同盟休業

静岡縣庵原郡江尻郵便局電話交換手十名全部は、十月一日、二日同盟休業した。原因は、九月より二圓宛外給の辭令を交付したが、辭令が十五日附である爲め、日割勘定として一圓宛を支給した爲めと、他には勤務時間外の手當を支給しなかつたことに因る。

- 十二 本同盟支部を組織の際は支部規約を作製し本部の承認を受くべし
- 十三 本部と支部の規定は別に之を定む
- 十四 本同盟本部より機關雜誌として毎月壹回「看護婦同盟」^{ナースユニオン}を發刊し會員に頒布す